

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 5 月 19 日現在

機関番号：10103

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24510045

研究課題名(和文)住民のエンパワーメントに基づく伝統文化と環境の保全－CBDとTEKをてがかりに－

研究課題名(英文)Transmission of Traditional Culture and Conservation of the Environment through Empowering Local Residents with a Special Focus on CBD and TEK

研究代表者

丸山 博(MARUYAMA, Hiroshi)

室蘭工業大学・工学(系)研究科(研究院)・名誉教授

研究者番号：70281871

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：国際環境法や国際人権法の先住民族文化に関する条項を検討し、北欧のサーミ政策と日本のアイヌ政策との比較研究を行うことによって、「ニ風谷地域の伝統文化の再生と地域環境の保全にはアイヌ民族のエンパワーメントが不可欠であること」を原理的に明らかにした。具体的にいえば、生物多様性条約8条j項は、先住民族の伝統的知識(TEK)が生物多様性の持続性に寄与することから、その保護を求めるものであるが、日本の生物多様性基本法にはそれに対応する条項がなく、アイヌ・コミュニティの生物多様性の保全が危ぶまれていることを明らかにし、国際人権規約など国際人権法に照らして日本政府は直ちに対応すべきだとした。

研究成果の概要(英文)：This research project explored how to empower Ainu residents in the Nibutani community in Hokkaido Japan in the light of Article 8 paragraph j of the Convention on Biological Diversity (CBD 8j) and Traditional Ecological Knowledge (TEK), and hereafter to discuss how to implement sustainable development there. What this research project revealed is that the domestic legislation in relation to biological diversity in Japan does not handle CBD 8j, though CBD itself is a legally binding treaty and Japan is a party of CBD. Further, considering Article 27 of International Covenant on Civil and Political Rights (ICCPR) and Article 15 of International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights (ICESCR), state parties, including Japan, should recognise Ainu right to culture including TEK. In conclusion, legal protection of the Ainu over their cultural autonomy will lead to the empowerment of the Ainu and the implementation of sustainable development in the Nibutani community.

研究分野：環境政策

キーワード：Ainu 政策 CBD 8j TEK 言語と文化の再生

### 1. 研究開始当初の背景

1987年ブルントラント委員会によって「持続可能な発展」の概念が提唱されて以来、国際社会では先住民族や地域社会の伝統的知識が環境の保全や資源の持続可能な利用をもたらすものとして注目されてきた。1992年の6月の地球サミットで採択された生物多様性条約の8条j項では「生物多様性の保全と生物資源の持続的な利用に関連した伝統的生活様式を有する先住民族あるいは地域社会の知識や実践を尊重し、維持する…」ことが謳われた。日本は生物多様性条約を早い段階で締結し、2010年に名古屋で開催されたCOP10の議長国として名古屋議定書をまとめるなど、生物多様性の課題に積極的な姿勢を示していた。しかしながら、その会議に出席した貝澤耕一室蘭工業大学客員教授から、日本の外務省の幹部に8条j項と国内法との関係について質問したが、はぐらかされて十分な回答が得られなかったと聞き、同条項と国内法との関係に加えて、日本のアイヌ政策全般と、アイヌ民族が現在なお多数を占めるアイヌのコミュニティ二風谷における持続可能な発展を有機的に結び付け、本研究計画の作成に至った。

### 2. 研究の目的

20世紀後半以降、国際社会では、人権のみならず、文化的・生物的多様性の維持の観点からも先住民族の権利や文化が尊重されるようになった。とりわけ北欧は人権の尊重のみならず、自然保護思想の浸透、多文化社会の実現においても世界をリードしてきた。しかし、日本においては、アイヌの先住民族としての権利は認められず、北海道平取町二風谷では、アイヌ文化と地域環境の保全が沙流川のダム開発によって損なわれているように思われた。本研究の主たる目的は、したがって、第一に、北欧諸国の先住民族政策を踏まえて日本のアイヌ政策を評価し、第二に、北欧との比較から生物多様性条約8条j項の日本の国内法への適用を検討し、第三に、二風谷地域においてアイヌ系住民のエンパワーメントによる内発的発展の可能性について考察することとした。その際、先住民族の伝統的知識すなわちTEKが先住民族文化と生物多様性の保全をつなぐキーワードととらえ、北欧の先住民族サミットのTEK研究を参考にしながら、沙流川流域で行われているアイヌ文化環境保全対策事業で得られた成果をTEKの観点からとらえなおすことも本研究の目的とした。

### 3. 研究の方法

一年目は北欧3国のサミット政策との比較から、日本のアイヌ政策を評価した。その際の基準としては先住民族に関する国際法たとえば国際人権規約A規約の27条や国際人権規約B規約の15条などを用いた。二年目は北欧3国における生物多様性条約8条j

項の国内法への適用の状況やサミット政策を国際法との関係において論じた。三年目は二風谷におけるTEK(伝統的知識)を調査し、アイヌ系住民のエンパワーメントについて内発的発展論に基づき考察した。いずれの年度においても、研究協力者の助言を得て現地調査を行うとともに、国際会議での発表を通して認識を深め、毎年論文を発表しながら、次の課題に取り組むという方法をとった。

なお、研究協力者としては、当初に予定していた貝澤耕一室蘭工業大学客員教授とフィンランドのラップランド大学付属アークティックセンターのエリーナ・ヘランダー・レンバル博士の他、スウェーデンのウプサラ大学ジェンダー研究センターのマイブリット・オーマン博士と同大学フーゴ・ハレンティン研究センターのレーナ・フス教授にも加わってもらい、サミットの言語や文化(TEKも含む)に関する調査の際には当該サミットの人を紹介してもらったり、通訳してもらうなど多大な協力を得た。改めて感謝したい。

### 4. 研究成果

(1) 日本のアイヌ政策を歴史的に分析するとともに、戦後の国連を中心とする国際社会における国際人権法の進展を踏まえ、日本のアイヌ政策は権利保障という点において国際人権法からはかけ離れていることを北欧諸国との比較から論じた。

(2) 日本は生物多様性条約の批准国としてそれに準拠する国内法を整備しなければならない。しかしながら、8条j項に対応する項目がなく、その結果、アイヌコミュニティの伝統的知識(TEK)の保全が十分ではないことを明らかにした。

(3) アイヌの言語や文化(TEKも含む)の再生について北欧のサミットとの比較を進め、国際人権文書に基づくアイヌ民族の言語や文化の権利の保障が二風谷の持続的発展の原理になることを示した。

以上が研究成果の要約であるが、その意義についても触れておきたい。本研究は生物多様性条約と国内法との関係や北欧のサミットとアイヌとの比較など、日本の国内の問題を国際的な視点からとらえるとともに、歴史や国際法など学際的なアプローチから課題「住民のエンパワーメントに基づく伝統文化及び地域環境の保全」に取り組んだものである。また、重要な成果である論文は海外の評価の高いジャーナルに投稿し、研究発表も海外の国際会議で行ったという点において、日本の環境政策研究では稀有だといえよう。

今後の課題としては、本研究は権利保障の必要性など原理的な段階にとどまっていることから政策論的展開が望まれる。それには、内発的発展論に依拠するのか、別の理論によるのか、理論的な吟味が必要となる。それを模索しながら、さらに伝統文化、地域環境、それに住民の権利などの統合的発展を考察していきたい。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)以下に主要業績を記載した。いずれも国際的に評価の高いジャーナルに投稿し、査読を経て掲載されたものである。

なお、今回の科研費を使ったわけではないが、関連する成果としては主として以下の二つがあげられる。

- (1) 本の出版 Re: Mindings Co-Constituting Indigenous/Academi/Artistic Knowledges をウプサラ大学のフーゴパレンティン研究センターから Uppsala Multiethnic Papers 55, 2014, ISSN 0281-448X として発行した。筆者はその編集者の一人として論文の査読に携わった。上記の本には合計18の論文が収められており、拙論“Research for and with Minorities and Indigenous Peoples Who Are Opposing Dam Projects and are in Search of Local Autonomy and Social Justice”も含まれている。
- (2) 国際会議の主催 2014年3月フィンランドのロバニエミで開催されたアイヌ・サーミ・セミナーについては、主催者の一人として講演者の決定、発表要旨の依頼、プログラムやセミナー記録の作成などに係わった。セミナー二日目には午後のセッションの司会もした。なお、セミナーは約50名の参加者の下、20のプレゼンテーションが行われた。発表者はフィンランド、スウェーデン、ノルウェー、英国、カナダなどの国々から参加。Cultural resilience と Human Rights について活発な議論が行われた。

〔雑誌論文〕(計 5 件)

Maruyama, H. (2015). Japan's Policies towards the Ainu Language and Culture with Special Reference to North Fennoscandian Sami Policies, *Acta Borealia*, 31 (2), 152-175.  
doi: 10.1080/08003831.2014.967980

Maruyama, H. (2013). Revitalisation of Ainu Culture and Protection of Their Rights of Culture: Learning from Norwegian Sami Experiences, *The Yearbook of Polar Law*, 5, 547-572.

これはハードカバーの本として大手出版社の Brill から出版されており、オンラインで直接検索することはできない。したがって、doi も URL も存在しない。しかし、関連する情報を以下の URL から見ることは可能である。

<http://www.brill.com/publications/yearbook-polar-law>

Maruyama, H. (2013). Exploring Japan's Ainu Policy in the Light of Human Rights Law: a reply to the commentary on my papers from Dr. Naohiro nakamura, *Polar Record*, 50 (2),

211-213.

doi:10.1017/S0032247413000430

Maruyama, H. (2013). Japan's Post-War Ainu Policy: Why the Japanese government has not recognised Ainu indigenous rights?, *Polar Record*, 49 (2), 204-207.

<http://dx.doi.org/10.1017/S003224741200040X>

Maruyama, H. (2013). Disregard for the Conservation of Ainu Culture and the Environment: The Biratori Dam Project and Japan's Current Policy toward the Ainu, *AlterNative*, 9 (1), 74-86.

<http://www.alternative.ac.nz/search/node/hiroshi%20maruyama>

〔学会発表〕(計 5 件)

Hiroshi Maruyama. Self-Identification and Affirmative Actions for the Ainu in Japan, *Third Ainu-Sami Seminar*, 17 October 2014, Rovaniemi Finland.

Hiroshi Maruyama. Japan's Policies towards the Ainu with Special Reference to the Ainu language: Learning from Scandinavian Policies toward the Sami, *Seminar on Cultural Resilience and Human Rights - Perspectives of Northern Indigenous Peoples*, 3-4 March 2014, Rovaniemi Finland.

Hiroshi Maruyama. Japan's Policies towards the Revitalisation of the Ainu Language, *International Conference on Language Diversity*, 6-8 November 2013, Tromso Norway.

Hiroshi Maruyama. An Emancipatory Approach to the Revitalisation of the Ainu Language, *Third Uppsala Supradisciplinary Feminist Technoscience Symposium*, 18 October 2013, Uppsala Sweden.

Hiroshi Maruyama. Revitalisation of Ainu Culture and Protection of Their Rights of Culture: Learning from Nordic Saami Experiences, *Fifth Polar Law Symposium*, 6-8 September 2012, Rovaniemi Finland.

〔その他〕

ホームページ等

Academia.edu に自分のページを作り、そこに最近の業績を掲載し、世界中の誰からでもアクセスできるようにしてある。それは以下の URL から見る事ができる。

<https://muroran-it.academia.edu/HiroshiMaruyama>

## 6. 研究組織

(1) 研究代表者

丸山 博 (MARUYAMA Hiroshi)

室蘭工業大学・工学研究科・名誉教授  
研究者番号：70281871